

# 佐渡市立両津小学校 いじめ防止基本方針

平成27年2月6日策定  
令和7年4月1日改定  
(下線部改定)

## 1 基本方針

### (1) 基本理念（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、家庭、地域、地域住民、関係機関等が連携して、迅速・適切に対処し、児童が安心して生活できる状況を取り戻すために力を尽くさなければならない。

いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童や、周辺で傍観している児童に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、佐渡市いじめ防止基本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応についても同様に扱うものとする。

### (2) 定義（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

#### ① いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。

このいじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

#### ② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

### (3) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び職員の責務

学校は、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、いじめ防止等全体に関わる内容やいじめの防止に資する多様な取組を体系的、計画的、包括的に定め、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に努める。

## 2 いじめの未然防止に関する取組（全教育活動を通じ道徳教育や体験活動の充実を図る）

### (1) あいさつ運動を活用した人間関係の育成

- ① 強調月間での取組（年3回 4月、9月、1月）
- ② 保護者、地域住民と連携したオアシスの日の設定（月3回 10日、20日、30日）

### (2) 異学年交流を通しての人間関係の育成

- ① 縦割り班による清掃活動（通年）、野外体験活動（年1回 9月）
- ② 児童会を中心とした自治的活動や自主的活動（随時）

### (3) 道徳教育の充実による、人権意識の高揚

- ① 「特別の教科道徳」等を活用したタイムリーな指導
- ② いじめ見逃しゼロ強調月間の取組（例 なかよし集会、ありがとうレター）（11月）
- ③ 全校道徳の日の設定と保護者への授業公開（年1回 1月）

### (4) ソーシャルスキルトレーニングを活用した学級集団の形成（学期2回）

- ① 学級活動や道徳の時間を活用した学級・学年単位での実施
- ② 社会的スキルの指導と構成的グループエンカウンターの実施
- ③ 互いに認め合い、自己有用感を育む学級経営

### (5) インターネット上のいじめへの対応

- ① 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ② 児童のインターネットやスマホ・携帯電話等の利用状況を把握し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努める。
- ③ ネット上のいじめへの対応については、関係機関による学校ネットパトロール等の協力を得ると共に、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### (6) 言語環境の整備

- ① 「さん」付けの奨励
- ② 保護者、家庭との連携
- ③ 児童に対する自らの言動を振り返る教職員の自己チェックの実施（月1回）

## 3 いじめ早期発見に関する取組

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたり、気付きにくく判断しにくい場合が多いことを十分認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと危機意識をもつて的確に関わり、積極的な認知に努める。

### (1) いじめの前兆・発生（「いじめ・不登校対策マニュアル」より）

- ・表情が暗くなり、元気がない。
- ・ほとんど一人でいる。
- ・友達が避ける、近付かない。
- ・物を隠されたり、服が乱れたり、傷が見られたりする。
- ・学校を休みたがる。
- ・「心の健康チェック」「みんなの学校生活しらべ」に気になる記述がある。

### (2) いじめ調査

- ① 「心のお天気調べ」「心の健康チェック」による児童調査（月1回 毎月末）
- ② 「みんなの学校生活調べ」による児童・保護者調査（年2回 6月、11月）

### (3) いじめ相談体制

- ① 「心のお天気調べ」「心の健康チェック」結果に基づく個別面談（随時 必要に応じて）
- ② 「みんなの学校生活調べ」結果に基づく個別面談（年2回 6月、11月）
- ③ 保護者からの聞き取り調査（個別懇談会、必要に応じて随時）
- ④ 日常的な情報交換（児童日記、連絡帳、電話等）

<資料>いじめ・不登校対策年間活動計画（教育計画 p25）

令和7年度 いじめ・不登校対策年間活動計画

	生徒指導部会	教職員	児童会・学級活動	保護者・地域・主な行事
4月	○生活指導部会打ち合わせ ○部内の役割分担 ○生活目標、校外子ども会など ○あいさつ強調月間	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック 職員研修（いじめ防止基本方針共通理解）	○1年生を迎える会 ○校外子ども会 ○全校縦割り清掃の開始 ○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○入学式 ↔ 校外指導委員連携
5月	○生活指導部会	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック	○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○運動会 ↔ 校外指導委員連携
6月	○生活指導部会	【情報交換会（職員会議前）】 【みんなの学校生活調べ】 （1回目実施） ○アンケートの集計・分析と考察 ○個別面談週間 心の健康チェック	○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○修学旅行（6年） ↔ 校外指導委員連携 ○個別懇談会
7月	○生活指導部会	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック	○校外子ども会 ○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○PTA両小サミット ↔ 校外指導委員連携
8・9月	○生活指導部会 ○あいさつ強調月間	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック 職員研修（人権）	○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○民生委員との懇談会 ○市親善陸上大会（6年） ○野外体験活動 ↔ 校外指導委員連携
10月	○生活指導部会	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック	○後期児童会開始 ○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○マラソン大会 ○作品発表会 ○ふれあい発表会 ↔ 校外指導委員連携
11月	○生活指導部会	【情報交換会（職員会議前）】 【みんなの学校生活調べ】 （2回目実施） ○アンケートの集計・分析と考察 ○個別面談週間 心の健康チェック	○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動 ○総務委員会いじめ見逃しゼロスクール集会 ○ウィンターフェスティバル	○就学時健康診断 ○市音楽発表会 ↔ 校外指導委員連携
12月	○生活指導部会	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック	○校外子ども会 ○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	↔ 校外指導委員連携
1月	生活指導部会 ○あいさつ強調月間 ○教育計画見直し	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック 人権にかかわる公開道徳授業	○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○全校道徳授業公開 ↔ 校外指導委員連携
2月	○生活指導部会 ○反省と来年度に向けて	【情報交換会（職員会議前）】 心の健康チェック	○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動 ○校外子ども会	○一日入学保護者説明会 ↔ 校外指導委員連携
3月	○生活指導部会	【情報交換会（職員会議前）】 中学校との引継会 心の健康チェック	○6年生を送る会 ○10、20、30日 総務委員会あいさつ運動	○旅立引継式 ○卒業式 ↔ 校外指導委員連携

4 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる児童の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ等対策委員会（以下「校内対策委員会」という。）等において判断する。その際、「けんか」、「いじり」、「ふざけ」、「遊び」等の表出した言動の中に、いじめの被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、校内対策委員会へ報告し、情報を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察署に相談するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

## 5 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、隠し立てしたり、特定の教員で抱え込んだりせず、速やかに報告し、組織的に対応する。（いじめの認知→生活指導主任（教頭）→校長→市教委）

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童やいじめの疑いを知らせてきた児童に、力強く「安全確保」を宣言する。いじめを行ったとされる児童に対して加害と決めつけずに事情を確認した上で、関係する全ての児童に対しても予断をもたない丁寧な指導等、組織的に行う。その際、児童の悩みをじっくり聞ける場の設定が大切である。児童の気持ちが言語化するまでの時間を十分にとり、その間は黙って待つ。すべての言葉は批判や否定をすることなく、いったんはやさしく受けとめるといった「聴く技術」を心がけることがきわめて有用である。

また学校は、市教育委員会から毎年度始めに提示する「佐渡市いじめ対応フロー図」に基づき、いじめの認知を市教育委員会に直ちに報告し、指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家の活用について相談する等緊密に連携する。

### (1) 被害者側（いじめられた児童）

#### ① 児童への対応

- ・本人や周辺から聞き取り調査をし、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。
- ・休み時間や登下校など、必要に応じて教師による見回り活動を行うなど、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。

#### ② 保護者への対応

- ・該当児童を守り抜く姿勢を示しながら、保護者の話に真摯に耳を傾け、事実関係を明らかにするとともに、児童も含めた心のケアに努める。
- ・問題解決に向けた学校の方針を伝え、理解を求め、協力をお願いする。

### (2) 加害者側（いじめた児童）

#### ① 児童への対応

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。
- ・必要に応じて、外部機関との連携を図る。

#### ② 保護者への対応

- ・学校は被害者（いじめられた児童）を守ることを第一に考えた行動をとることを伝える。
- ・事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を十分に聞くように促す。
- ・被害者（いじめられた児童）・保護者に対して、謝罪等適切な対応を促す。

### (3) 傍観者（まわりで見ていた、気付いていたが何もしなかった児童）

#### ① 児童への対応

- ・「傍観すること」、「何もしないこと」はいじめに荷担することと同じであることを伝えるとともに、被害者（いじめられた児童）の苦しみを考えさせる。
- ・友達の言いなりにならず、自らの意志で判断し行動することの大切さを伝える。

#### ② 保護者への対応

- ・「傍観すること」、「何もしないこと」はいじめに荷担することと同じであることを伝える。
- ・いじめに対する考え方を伝え、児童・保護者が一丸となって被害者（いじめられた児童）を守らなければならないことを伝える。

### (4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

#### ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること

- ・相当の期間とは、3ヶ月を目安とする。

#### ② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

- ・被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないか確認すること

なお、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 6 学校組織

### (1) 校内の組織

#### ① いじめ・不登校対策委員会

- ・ 必要に応じて即時開催する。校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任等で構成する。いじめへの対応について協議する。
- ・ いじめの相談、通報の窓口になるとともに、児童の問題行動等のいじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有に努め、全校体制の中核となる。
- ・ 記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりする。

#### ② 児童情報交換会

- ・ 月1回、職員会議後に開催する。全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共有行動についての話し合いを行う。
- ・ 6月、11月の情報交換会は、「みんなの学校生活調べ」の結果の分析や、気になる児童の状況、個別面談で明らかになった事実などについての情報交換と共有行動についての話し合いを行う。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

#### ① 両小サミット

- ・ 年1回、7月に開催する。PTAが主となり、児童の健全育成にかかわる研修会または情報交換会を行う。

#### ② 民生委員との懇談会

- ・ 年1回、8月に開催する。情報交換と事実共有を行う。

### (3) 重大事態への対処

#### ① 重大事態とは

- ア) 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ウ) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

#### ② 対処について

- ・ 速やかに教育委員会に通報し、指導を仰ぐ。
- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、全校体制で客観的な情報収集、事実確認に努める。
- ・ 学校職員のほか、佐渡東警察署、主任児童委員、関係地区の民生児童委員、PTAの正副会長並びに該当学年の正副学級委員長等のメンバーを招集し、対応を協議する。
- ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

### (4) 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正については、校内いじめ・不登校対策委員会が中核となっていく。
- ② 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう改善に努め、いじめを許さない学校づくりを推進する。
- ③ 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂）チェックリストを活用し、平時からの備えについて適切に実施できているか点検する。（年度始め）

## 7 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項

- \* 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した「いじめ防止基本方針」となるよう努める。
- \* 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、いじめの未然防止に向けた取組〔項目2(1)及び(2)〕を中心に、児童の意見を取り入れ、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- \* 策定した「いじめ防止基本方針」は、児童及び保護者に示すとともに、学校のホームページで広く公開できるよう表現等に十分配慮する。